

第1部 災害に強いまちづくり

第1章 防災都市計画

計画方針

市をはじめ防災関係機関は、災害時における市民の安全を確保するため、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策、不燃化推進等により、災害に強い都市基盤を整備し、防災機能の強化に努める。

1. 市街地の整備

市は、特に老朽木造住宅密集地で道路・公園等の防災関連施設の整備されていない地域について、地域住民の理解と協力を得たうえで、土地区画整備事業、市街地再開発事業等により面的な都市基盤の整備を推進する。

また、住宅地については、低・未利用地の有効活用、老朽住宅密集市街地整備の促進等を検討し、住宅・住宅地供給に関する基本方針及び基本計画を定め、防災機能の向上、住環境の改善を図り、住みやすく災害に強い住宅地の再生を推進する。

2. 防災空間の整備

災害時において、公園、緑地及び道路等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間である。これら都市基盤施設の整備を効果的に推進し、防災空間の確保に努める。指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(1) 道路の整備

市の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路^[1]又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想される。

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、多重系交通ネットワークの形成を図るため、幹線市道（1・2級）及び補助幹線道路の拡幅等の広域的な整備を推進する。

海岸線沿いに道路を整備する場合にあっては、津波により海岸堤防が破壊、倒壊した場合でも、後背地への津波外力の低減など被害軽減効果のある盛土による二線堤機能^[2]を持たせた緑地帯、道路など多重防御機能持つ整備を検討する。

^[1] 補助幹線道路：近隣住区内の交通の集散を受け持ち、沿線施設等への円滑なアクセスや良好な生活空間を形成する幹線道路

^[2] 二線堤：堤防の背後（堤内地側）に作られる堤防のことをいい、万一、1本目の堤防が決壊した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす

(2) 公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能

を有する。

公園整備について、市関係計画に沿った公園整備を計画的に推進する。また、既設公園の質的向上を積極的に進め、防災環境の向上を図る。

(3) 市街地緑化の推進

「緑」の重要な供給源である公園の整備や、延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

河川については、オープンスペースを活用した緑地の整備に努めるとともに、幹線道路についても沿道緑化を推進する。

(4) 高齢者や障がい者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難場所等まで安全で障壁のない避難路確保のため、高齢者、障がい者にも安全なバリアフリー新法^[1]及び「福祉のまちづくり」の推進に適合した建築物等の整備促進を図る。

^[1]バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

(5) 避難場所・避難施設の確保

安全で確実な避難を確保するためには、避難場所・避難施設等の安全な避難空間が何よりも重要であることから当該場所・施設の確保に努める。

公共建築物を建設する場合、安全な場所への配置や緊急的な避難場所となる屋上の整備など防災機能を有する施設の整備を推進する。

津波一時避難場所については、港湾や市街地で浸水の危険性が高い場所を優先し、オープンスペース等を活用、盛土による高台や津波避難タワー等の整備推進を図る。

3. 高速道路を利用した避難場所等の整備

一般国道42号新宮紀宝道路が平成25年5月に事業化が決定、同年7月事業案が示された。それによると熊野川河口部に大橋をかけ陸地部分は盛土で整備するという計画となっている。整備される熊野地、あけぼの地区は近くに津波一時避難場所がないことから、津波一時避難場所となる高速道路への避難階段等の整備、また、盛土構造により津波浸水があった場合、市街地への流入を大きく防ぐことが見込まれることから、現計画案での整備を強く要望するとともに、これに必要な協力を行う。

4. 木造住宅密集地域の整備促進

木造住宅密集地域では、震災による被害がより拡大するおそれがあるので、地震防災緊急事業5箇年計画等に基づき、避難路・避難地の整備、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等地震に強いまちづくりを推進する。

5. 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備促進

地震による火災は同時多発の危険性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ通常の火災よりも被害が拡大するおそれがある。

こうした事態に備え、住民の火気取り扱いに関する啓発、家庭への消火器の普及等、出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、避難所等防災拠点における受け入れ、情報収集、伝達、

備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による飲料水の確保・消防水利の整備を推進する。

6. 土砂災害予防の推進

土砂災害危険箇所等では、地震や風水害時に土砂災害の発生が懸念される。そこで、被害を最小限に食い止められるよう災害防止事業を推進するとともに、以下の対策に積極的に取り組む。

- (1) 土砂災害危険箇所等の現状把握とパトロールの実施
- (2) 土砂災害危険箇所等の危険性を市民に周知する。

7. 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、必要な対策を講じるよう指導する。

8. 液状化対策の推進

地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講じるよう指導する。

9. ブロック塀・石垣の倒壊対策

ブロック塀・石垣等の倒壊による災害を未然に防止するため、通学路を中心に安全対策の向上に努める。

10. コンピュータの安全対策

市が保有する重要な情報システム等の安全対策の実施に努めるとともに、日頃からデータのバックアップに努める。

11. ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進

上水道、電気、ガス、通信施設が被災すると日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。市は、上水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

12. 下水道の整備

市は、排水不良が災害時に被害を一層拡大する要因であることを踏まえ、これに対処するため排水不良地域から順次水路の整備計画を立てて整備を推進する。

13. 衛生施設の整備

市及び紀南環境衛生施設事務組合は、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場について、災害時の清掃活動等、復旧活動に支障のないよう充実、整備に努める。

14. 情報伝達の多様化

災害発生時には、多様な情報伝達が重要となることから、防災行政無線屋外子局の適正配置や屋内へ伝えるシステムの構築をはじめ、多様な情報伝達手段の構築を推進する。

15. 防災関係機関・団体との連携強化

地震後の各種応急対策活動は、市と様々な防災関係機関、団体が連携して実施される。市は防災関係機関、団体と連携した活動を適切に行えるよう、あらかじめ以下の点について準備する。

- (1) 協定等の締結
- (2) 定期的な情報交換の実施
- (3) 防災訓練の実施

第2章 建築物災害予防計画

計画方針

市をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。

特に、災害時に防災拠点、避難場所、救護所等として活用する市庁舎、消防本部、病院、学校、市有施設等の公共建築物について耐震化を促進する。

また、民間の建築物についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努める。

1. 建築物の耐震・耐火対策の促進

市、県をはじめ防災関係機関は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び下位法令並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しては、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

（1）公共建築物

市及び県等は、公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。特に、小、中学校についてはその配置上から避難所に指定されているので、耐火、耐震化の促進を図る。

（2）民間建築物

市は、特定建築物（一定規模の病院、大規模店舗等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な耐震改修の指導、助言、指示等を行う。

また、市は県と連携し、所有者が行う耐震診断等に対して、耐震診断補助制度等に基づく助成に努め、診断・改修の促進を図る。

市をはじめ防災関係機関は、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止や看板等の落下防止等、安全な住み方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

第3章 河川防災計画

計画方針

市域には一級河川、二級河川及び準用河川が多く存在しているため、市、県及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設の破堤等により発生する洪水等の水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

本計画により、河川重要水防箇所を中心に、河川の改修・水防施設の充実を図る。また、県における河川改修事業等による防災事業の実施を図り、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努める。

1. 河川・水路の整備

河川施設等について、改良・改修事業等に必要な調査を行い、豪雨時に緊急性の高いものから順次改良・改修工事を実施し、河川の氾濫や溢水、破堤等による浸水被害の軽減に努める。

2. 水防施設の点検整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

3. 水防資機材の充実・整備

円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実に努める。市の水防倉庫は消防本部にあり、水防活動のための各種資機材を保管している。

4. 浸水想定区域の周知及び警戒避難体制の整備

浸水想定ハザードマップを策定し、関係地域への配布やホームページ掲載等により、関係住民に浸水想定区域や避難場所を周知する。

【資料編資料 4-1 河川重要水防箇所 (p 資 17~23)】

第4章 土砂災害予防計画

近年、土地利用の多様化が進む中、本市においても山麓への宅地開発がみられ、土砂災害の危険性が高い地域が増加する傾向にある。現在、県ではおおむね5年ごとに土砂災害防止法に基づき当該地域の基礎調査を行っている。

今後、警戒雨量等を設定し、土砂災害時における警戒避難体制の確立が必要である。

本市の道路は斜面沿いを走っているところが多く、がけ崩れ、土石流が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。代替道路の確保や早急な道路啓開^[1]体制の確立、無線による連絡体制の強化等の対策が必要である。

^[1] 道路啓開：地震等で発生した道路上の電柱・建物等の倒壊物、崩土、落下物、及び放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保すること。

<新宮市における各危険箇所数>

土砂災害区分	区 分	新宮市			県全体の 箇所数
		新宮地区	熊野川町	計	
土石流危険溪流	I	48	40	88	2,526
	II	60	41	101	2,886
	準ずる溪流III	3	—	3	333
急傾斜崩壊危険箇所	I	78	60	138	3,144
	II	105	106	211	6,349
	準ずる斜面III	15	7	22	2,754
地すべり危険箇所		2	8	10	595
崩壊土砂流出危険地区		58	168	226	
山腹崩壊危険地区		140	170	310	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成29年修正版）

- 土石流危険溪流Ⅰ：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が5戸以上等
- 土石流危険溪流Ⅱ：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が1～4戸
- 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ：土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害の及ぼす可能性のある人家戸数が5戸以上等
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害の及ぼす可能性のある人家戸数が1～4戸
- 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：被害想定区域内に人家がない場合で、都市計画区域内や人口が増加している市町村で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所
- 地すべり危険箇所：粘土などの滑りやすい層に地下水が作用し、上側の地面が全て滑り落ちる危険な箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：土砂災害防止法、平成12年法律57号）が平成13年4月に施行され、土砂災害のおそれのある区域等についての警戒避難体制の整備・周知を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域では、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等の防災対策が行われることになりました。

1. 和歌山県

県は、急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりのおそれのある土地について、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行ない、特別警戒区域内においての特定開発行為を制限する。

2. 新宮市

市は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、警戒区域の指定があったときは、本計画に基づき、地域ごとに警戒避難体制に関する事項（警戒区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難等）を定めるとともに、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地の把握等に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する等の必要な処置を講じる。

さらに、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市に報告するとともに当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第1節 土石流防止計画

計画方針

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人命及び人家を守るため、砂防事業を推進する。また、土石流危険溪流の公表・周知を行うとともに、災害の発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる。

1. 砂防指定地の指定

県に対して、土石流危険溪流等土砂災害のおそれのある溪流や地区について、逐次、砂防指定地の指定と砂防事業の推進を要請する。また、当面、対策工事の整備が進まない土石流危険溪流については、市が地区の特性を考慮しながら警戒態勢を整備する。

2. 危険溪流の周知と災害対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険溪流について、地区住民への周知徹底や防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県及び和歌山地方気象台から提供される土砂災害警戒情報、雨量見込みなどの気象情報、これらを補足する情報及び土砂災害警戒区域等をもとに具体的な避難勧告等の発令基準を設定し、警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

第2節 急傾斜地崩壊防止計画

計画方針

危険箇所の公表・周知を行うとともに、崖崩れ災害の発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる。防止対策については、県の事業として実施されるものが多く、市は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な対策事業の推進を要請し、災害の未然防止に努める。

1. 急傾斜地崩壊危険区域の増加抑制

今後、住宅地域の山麓への拡大により、もともと土砂災害の危険性が潜んでいる場所への居住区域の拡大も想定されることから、急傾斜地の崩壊が助長もしくは誘発されないように、一定行為の制限並びに土砂災害危険箇所の増加抑制に努める。

崩壊するおそれのある急傾斜地は、特に被害想定区域内に学校、病院等公共施設及び要配慮者利用施設等を含む箇所から重点的に保全する。

2. 危険箇所の周知と災害対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、崖崩れが発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所について地区住民への周知徹底や防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県及び和歌山地方気象台から提供される土砂災害警戒情報、雨量見込みなどの気象情報、これらを補足する情報及び土砂災害警戒区域等をもとに具体的な避難勧告等の発令基準を設定し、警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

第3節 地すべり防止計画

計画方針

地すべり危険箇所の公表・周知を行うとともに、地すべりが発生するおそれのある箇所について災害予防に必要な措置を講じ、災害の未然防止に努める。

1. 地すべり防止区域の指定

県に対して、地すべりが発生するおそれのある箇所について、逐次、地すべり防止区域の指定と地すべり防止工事の推進を要請する。また、当面、対策工事の整備が進まない地すべり危険箇所については、市が地区の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

2. 総合的な崖崩れ対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、地すべりが発生するおそれのある危険箇所について、地区住民への周知徹底や防災意識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県から提供される警戒避難に資する情報をもとに避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

第4節 山地防災計画

計画方針

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）の公表・周知を行うとともに、山地災害の発生が予想される注意すべき区域について災害予防に必要な措置を講じる。
また、県における治山事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

1. 崩壊危険地の予防対策

危険度把握のために定期的な調査点検を行い、崩壊発生危険度の高い地域から計画的な治山事業を実施するよう県に要請する。

2. 治山施設の点検

治山事業を実施した箇所について、異常があった場合は施設管理者に報告し、被害を最小限に止める。

3. 危険箇所の周知と災害対策

山地災害危険箇所を公表・周知するとともに、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

第5章 海岸防災計画

計画方針

海岸管理者は、高潮被害から背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。

津波は防潮堤等の海岸保全施設で完全に防ぐことは困難であるが、施設が機能した場合、浸水の開始を遅らせることが可能と考えられ、避難可能時間を確保することができ、また、浸水被害の軽減が図られることになると考えられる。

津波対策については、市は県が実施した被害想定に基づく津波シミュレーションにより、ソフト対策とハード対策の総合的な組み合わせを検討し、効果的な施設整備を計画する。

1. 防潮堤改修の推進

防潮堤等の海岸保全施設の整備について、計画的に実施するよう県に要請し津波や高潮による浸水被害の軽減に努める。

平成26年6月、海岸法の一部が改正され、堤防と一体的に設置される減災機能を有する盛土や樹林（「緑の防潮堤」）が海岸保全施設に位置付けられたことから、県及び関係機関と連携、調査、研究し整備が図られるよう努める。

2. 開口部対策の推進

海岸保全施設の開口部については、利用するとき以外は陸閘の常時閉鎖を実施する。

3. 環境保全

本市の美しい沿岸線は、吉野熊野国立公園に指定されており、景観に配慮した海岸整備を進める。

また、海浜に親しむ人々が増えており、住民だけでなく観光客も含めた災害時における安全性の確保を図る。

第6章 港湾防災計画

計画方針

本市には、県が管理する特定地域振興重要港湾として新宮市と那智勝浦町にまたがる新宮港がある。本市の立地上、陸路が途絶えた場合の救援物資等の海上緊急輸送の拠点としての整備を推進する。

1. 施設整備の推進

船舶と背後地港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備を推進する。

- (1) 耐震強化岸壁と一体となって機能する既存ふ頭用地及び市が指定する緊急輸送道路（臨港道路）については、所期の目的を達成するために必要な対策を検討する。
- (2) 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、必要に応じ港湾施設が津波に対して、壊滅的に破壊等されにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

第7章 漁港防災計画

計画方針

漁港整備事業により、防波堤や防潮堤等を粘り強い構造とする補強整備による多重防護、施設配置の工夫等により、災害の発生を防止・低減させるとともに、津波が発生した場合、漁船流出による背後住宅等への被害を防ぐため、係留環や係船柱の充実整備を図る。

1. 漁港整備の推進

- (1) 津波や高潮による被害を軽減し、災害発生時における漁港施設の有効利用ため、過去の被害実績を踏まえた漁港整備事業の実施を検討する。
- (2) 重要な漁港施設の補強等を行い、また、漁船流出による背後住宅等への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。

2. 漁業関係者の安全の確保

地震発生後の数分で津波が襲来することも予想されることから、避難の際の安全確保や移動方法等について、平常時より確認しておくよう努める。

3. 津波避難対策の周知・啓発

漁港関係者、漁港施設の管理者や従業員に対して、津波の危険性及び津波避難対策等について周知・啓発を行う。

4. 一般利用者の避難対策

漁港及びその周辺を訪れた一般利用者（一時的な来訪者）の、災害発生時あるいは発生するおそれがある場合の避難誘導の実施体制等について検討を行う。

第8章 火災予防計画

第2編

災害
予防
計画
編

新宮市は、常備消防組織として消防本部、消防署（新宮消防署、熊野川消防出張所、三輪崎消防吏員派出所）を設置している。また、消防団は、消防団本部及び11分団が、消防本部及び消防署と相互協力のもと、消防活動を展開している。

第1節 建物火災予防計画

計画方針

消防力の整備充実を図るとともに、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、防火教育による多面的な対策を実施する。

1. 防火の推進

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2で設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動を通じ、県及び防災関係機関と協力し、火災予防思想の普及徹底を図る。

また、自主防災組織、区、婦人会、事業所等で防火の集い、防火研修会を開催し、市民ぐるみ、職場ぐるみの防火推進を指導する。

2. 予防査察体制の充実強化

- (1) 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。
- (2) 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- (3) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

3. 出火防止・初期消火対策

日頃から、火気その他の出火危険度のあるものを取り扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に出火防止・初期消火体制を整備するため、以下の指導を行う。

- (1) 一般家庭に対し、火気器具の取り扱い及び初期消火の方法等について指導する。
- (2) 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、防火訓練の実施等について指導する。
- (3) 火災発生の未然防止と発生した場合の早期鎮火の対策として、事業所等の自衛消防組織の育成強化及び火災時の対応に関する防火教育訓練を推進する。

4. 消防力の強化

(1) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足や道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、小型動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

(2) 消防本部、消防署及び消防団の体制整備

消防本部、消防署及び消防団間の緊密な連絡体制を確保するための組織を整備するとともに、その施設、装備、活動資機材を充実し、強化する。

(3) 消防水利の整備

消火栓、耐震性防火水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。

5. 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務付けられている防火対象物の関係者に対し、安全対策に万全を期すよう指導を行う。また、消防法7条の規定による建築同意制度の効果的な運用や同法第17条の14の規程による消防用設備工事着手の届出、新宮市火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からも火災予防の強化を図る。

第2節 林野火災予防計画

計画方針

本市の大部分を占める山地の林野及び林野付近においては、関係機関との密接な連携により総合的な出火防止対策、林野火災が発生した場合の延焼防止等の事前対策を実施する。

1. 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報を的確に把握し、出火防止に万全を期す。

2. 巡回監視

林野火災の多発するおそれのある期間においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、特に火災警報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

3. 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の啓発に努め、林野火災が発生しやすい時期(行楽シーズン、冬季等)を重点に、地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

4. 火入れ等の防火指導

- (1) 林野及び林野付近における焚き火、山・野焼きなどの火入れに際しては、「新宮市火入れに関する条例」に基づき処理する。
- (2) 林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、指導・警告等を行う。
- (3) 林内事業者に対する指導

林内において事業を営む者に対しては、次に掲げる指導を行う。

ア. 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員、火気監視員を配置する。

イ. 事業箇所の火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図る。

ウ. 林内事業者又は林野の所有者は、防火線^[1]、防火樹林帯^[2]等の敷地、自然水利の活用等による防火用水の確保その他林野火災予防上の措置を積極的に講じる。

^[1] 防火線：防火線とは林内又は森林の外周に設けた空間地帯で、これによって森林火災の延焼を防止し、火勢を鎮圧するほか消火作業の拠点ともなる施設。

^[2] 防火樹林帯：燃えにくい樹木(サコノジュ、アキ、ヤマモモ、モッコク、シ等の常緑の広葉樹)をあまり隙間がないように植え、延焼を防ぐ。

第3節 地震火災予防計画

計画方針

震災時の二次災害で最も危険性が高いのは延焼火災である。本計画では、特にこの点に重点をおいた火災予防計画とする。

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震に起因して発生する火災によるところが大きい。従って震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、震災時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

1. 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に密集地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する危険性が考えられる。日頃から、火気その他の出火危険のあるものを取り扱う施設では危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に、出火防止・初期消火体制を整備するため、住民、消防団との連携のもと、以下の指導等を行うことにより、震災時に予想される大火災の発生を未然に防止する。

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取り扱い及び初期消火の方法等について指導する。
(耐震自動消火付火気使用設備、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進)
- (2) 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防火訓練の実施等について指導する。
- (3) 化学薬品を取り扱う学校、病院等に対し保管の適正化を指導する。
 - ア. 化学薬品容器の転倒防止措置
 - イ. 化学薬品収納棚の転倒防止措置
 - ウ. 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
 - エ. 化学薬品等収納場所の整理整頓
 - オ. 初期消火資機材の整備
- (4) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- (5) 震災時において消防水利や飲料水用に有効な耐震性防火水槽の設置を推進する。
- (6) 火災発生時の未然防止と早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び震災時の対応に関する教育訓練を推進する。
- (7) 自主防災組織の設置拡大を図り、地域における自主防災組織の育成強化に努める。また、自主防災組織の即応力と防災に関する知識・技術の向上を図るため、防災訓練及び研修会への積極的な参加を促す。

2. 消防力の強化

(1) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足、道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、小型動力ポンプ、消防ホース等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

(2) 消防団の活性化

地震防災の要となる消防団は地域の安全確保に不可欠であることから、広報紙等を通じ地域及び事業所等へ消防団のPRを行うとともに、幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかける。

(3) 消防本部・消防署及び消防団の体制整備

消防本部・消防署及び消防団間の緊密な連絡を確保するための組織を整備するとともに、その施設・装備活動資機材を充実し、強化する。

(4) 消防水利の整備

消火栓、耐震性防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、地震時における消防水利の確保を図るため、飲料水兼用耐震貯水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。

(5) 消防広域応援体制の強化

消防相互応援協定に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。

(6) 効率的な防災活動のための活動エリアの設定

平常時に災害時の活動エリアを設定し、効率的な防災活動が行えるよう消防活動の強化を図る。

【資料編資料 9-1 消防相互応援協定締結状況 (p 資-39)】

第9章 道路防災計画

計画方針

道路施設のもつ使命の重要性に鑑み、災害時における被害の防止と軽減を図るため、これらの施設の災害予防対策を推進する。

1. 道路橋梁等整備

道路施設は、単に交通施設としての役割だけでなく、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たすことから、主要幹線道路をはじめ生活道路等の整備が必要である。

本市においては、防災上主要幹線道路に連携する道路の整備を図るとともに、街路照明、車歩道分離など道路の環境整備を図る。また、橋梁については、交通量や震災時の耐震性が確保されるよう常にその点検と整備を図る。

2. 道路橋梁等の維持補修

震災時における道路・橋梁トンネル等の機能確保のため、所管道路について平成25年に道路法の改正により義務づけられた5年に1度の橋梁・トンネルの定期点検、防災補修工事が必要な箇所については補修等の対策工事を実施する。

3. 道路障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時における緊急物資輸送、救急・救護活動等の交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路における障害物除去用資機材を緊急に調達できる体制を整える。

4. 道路の災害予防

道路管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について整備を推進する。

道路管理者は、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

第10章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画

計画方針

市は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 保安教育及び防災訓練の実施

危険物事業所の管理者及び危険物保安監督者等に対し、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練等の実施について指導し、防災思想の普及啓発を図る。

2. 危険物施設等の安全の確保

危険物施設に対し、次の事項を重点とした立入検査を実施するとともに、法令上の技術基準の遵守の徹底指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理を適正に行うよう指導する。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱、運搬及び設備の維持管理を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の責任者及び危険物保安監督者等に対し、災害発生時における災害の拡大防止のため、必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4) 施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置について、事前に必要な措置を講ずるよう指導する。

3. 自衛消防組織の育成

事業所等における自衛消防隊の育成を推進し、自主的な防災体制の確立を図る。

4. 消防資機材の整備

- (1) 危険物火災の消火活動に必要な資機材等の整備を図り、消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

第2節 有害物質流出等災害予防計画

計画方針

市は、有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。原則として、事業所敷地内の有害物質汚染対策は、事業者が実施し、事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が市及び県と連携して実施する。

また、この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物資とする。

- I 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
- II 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質

1. 石綿飛散防止対策（計画方針 I の物質）

- (1) 市及び県は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- (2) 市及び県は、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策について連携した体制を構築する。
- (3) 市及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

2. 有害物質流出防止対策（計画方針 II の物質）

- (1) 市、県及び事業者は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について連携した体制を構築する。
- (2) 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
- (3) 市、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。
- (4) 市は、災害廃棄物に関する情報に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第11章 文化財の災害予防計画

計画方針

市は、かけがえのない文化財を災害から守るため、市民の文化財愛護の心を育て、文化財防災意識の高揚を図るとともに、関係者との連携により防災設備・施設の整備等に努める。

1. 文化財防災意識の普及と啓発

文化財を身近に感じてもらえるよう保存公開できる環境整備を行うとともに、「文化財防火デー」をはじめ、各種啓発行事を通じて「文化財を災害から守る」という意識の普及と啓発を図る。

2. 所有者等に対する防災対策の指導

市は、文化財の所有者・管理者に対し、文化財の防災について必要な措置を講じるよう指導、助言する。

3. 予防体制の確立

(1) 初期消火等に係る自衛組織の確立促進

(2) 防災関係機関との連携

(3) 地域住民との連携

(4) 消防用設備整備、保存施設（収蔵庫）等の充実

(5) 予防対策

ア. 地震対策

① 文化財や保存施設の点検を適宜行い、災害によって破損の恐れがあるものなどを早期に発見し、速やかに修理する。

② 文化財及びその周辺の機器、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。

イ. 火災対策

① 防火管理者の選任、消防計画の作成、消火訓練の実施等、自主防火管理体制の充実を図る。

② 消防用設備の設置促進、既存設備の日常的な点検による適切な維持管理を行う。

③ 火元の注意、巡視・監視、周辺環境の点検と整備を行う。

ウ. 全体事項

① 文化財管理状況を把握する。

② 万一の場合、的確かつ速やかに復旧できるよう、写真・ビデオ、図面等により記録を作成する。

③ 適切な維持管理について所有者・管理者へ指導・助言を行う。

第2部 災害応急対策・復旧対策への備え

第1章 防災拠点施設整備計画

計画方針

市庁舎は、災害発生時における災害本部等の機能を十分発揮できるよう、被害想定や災害対策本部等に必要な機能、また、平常時の住民サービスも考慮しながら、整備に努める。

また、学校、公民館集会所等についても、災害発生時には現地災害対策本部や避難所として活用するなど防災上重要な施設となるため、機能の検討及び整備に努める。

それとともに、大規模災害時には自衛隊や消防機関等の受け入れ、食糧等の救援物資の受け入れが必要になると考えられ、部隊の集結・野営場所、物資の集積仕分け施設等についても整備を進める。

1. 防災拠点施設としての必要な機能の検討及び整備

災害対策本部等の災害対策体制（参集、情報収集、応急対策等）やそれぞれの施設の配置から、被害想定等を踏まえて、防災拠点施設としての必要な機能（非常電源、通信設備、備蓄機能等）を検討のうえ、整備に努める。

さらに、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

2. 住民サービス機能の維持

現状の住民サービス機能を低下させないように施設の配置等の検討を行い、整備に努める。

第2章 防災行政無線等の整備計画

第2編

災害
予
防
計
画
編

計画方針

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

1. 災害時における通信手段

本市の災害時における通信手段は次のとおりである。

(1) 県総合防災情報システム

県及び県出先機関、県内市町村、消防本部及び防災関係機関が県総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達的手段として導入されている。

(2) 市防災行政無線

同報系無線システムについては、デジタル化を行い平成27年度より供用を開始している。

ア. 同報系無線システム

市役所本庁に親局設備、熊野川行政局及び消防本部に遠隔制御装置整備、市内85箇所に屋外拡声子局（スピーカー）を整備しているほか、孤立が懸念される山間部（熊野川町、高田・相賀・南檜杖地区）に戸別受信機を全戸配布している。

イ. 移動系無線システム

市役所本庁・熊野川行政局・公用車等に配備され、基地局・移動局間の情報収集・伝達に利用されている。

また、孤立が懸念される熊野川町地域の集会所等に配備し、災害時の通信手段として確保している。

(3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

津波警報や気象警報等、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムを導入している。

(4) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

武力攻撃事態における、警報、避難の指示等を伝達するシステムを導入している。

(5) 衛星携帯電話

災害時に優先回線が使用できなくなった場合の対策として、衛星携帯電話を配備し、市役所、行政局、各支所及び関係機関との通信手段を確保している。

(6) 衛星インターネット

災害時にインターネット回線が切断された場合の対策として、衛星の電波を利用し、インターネット回線での通信手段を確保している。耐震性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ることとする。

(7) NTT災害用電話

災害時避難所となる集会所等に災害時発信専用の電話を設置している。

2. 市防災行政無線の整備・点検

(1) 同報系

地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系無線の適切な保守・点検に努める。

なお、戸別受信機については、平成27年度のデジタル化時に山間部（熊野川町、高田・相賀・南檜杖地区）へ各戸配布しており、同地区への転入世帯に配布する。

(2) 移動系

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、応急対策を円滑に実施するため、車載移動無線機や携帯無線機の整備充実を図る。

(3) 運用体制の整備

ア. 平常時から各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるよう努める。

イ. 緊急時に防災行政無線操作ができるよう、職員研修を実施するとともに操作マニュアルを作成する。

3. 有線通信設備

情報連絡に用いる電話について、災害時のふくそう時にも発信できる「災害時優先電話」をNTT西日本に申請、指定し、通信手段を確保する。

4. 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保、さらに職員の情報分析力の向上を図り、情報収集伝達体制、特に災害発生直後の混乱期にも対応できる体制の強化に努める。また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5. 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

地震後においては、津波警報等の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）、二次災害防止の呼びかけ等といった緊急情報のほか、安否確認、給水や物資配布、通行止めのお知らせなど様々な生活情報を市民に広報することが求められる。

また、放送用の広報文作成に当たっては、わかりやすい表現となるよう配慮する。

市民への広報活動を適切に行えるよう、以下の点について準備を行っていく。

(1) 広報体制の整備

ア. 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

イ. 広報文案の事前準備

- ① 地震の規模・地震活動・津波・水位等の状況
- ② 住民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
- ③ 出火防止、初動消火の呼びかけ
- ④ 要配慮者への支援の呼びかけ

⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(2) 広報媒体の整備

- ア. マスメディアの利用（和歌山放送局、ケーブルテレビ等）
- イ. 通信機器による広報（電子メールやインターネットの活用）
- ウ. 巡回等による広報
- エ. 町内会、自主防災組織等の協力
- オ. チラシ、ポスター等による広報
- カ. 同報系無線による広報

6. 緊急速報メール等の活用

より広範に、また確実に災害関連情報を伝達する手段として、各携帯電話会社の緊急速報メールや災害時伝言板などの仕組みを活用できるよう、各事業者とともに広報・PRの拡充を検討する。

第3章 災害時医療体制整備計画

計画方針

市及び県は、災害時の医療活動が迅速かつ継続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、現地医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保体制等を整備する。

1. 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の整備

市は、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

(2) 救急資機材の整備

救急資機材の整備を推進するとともに、医療機関等との連携のもと、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備に努める。

(3) 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自主防災組織、区・町内会、消防団、民生委員、社会福祉協議会、ボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

(4) 住民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態が予想される。このような事態に備え、地域コミュニティの防災力の強化に努め、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできるよう指導するとともに、体制づくりを推進する。

ア. 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

イ. 住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

ウ. 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

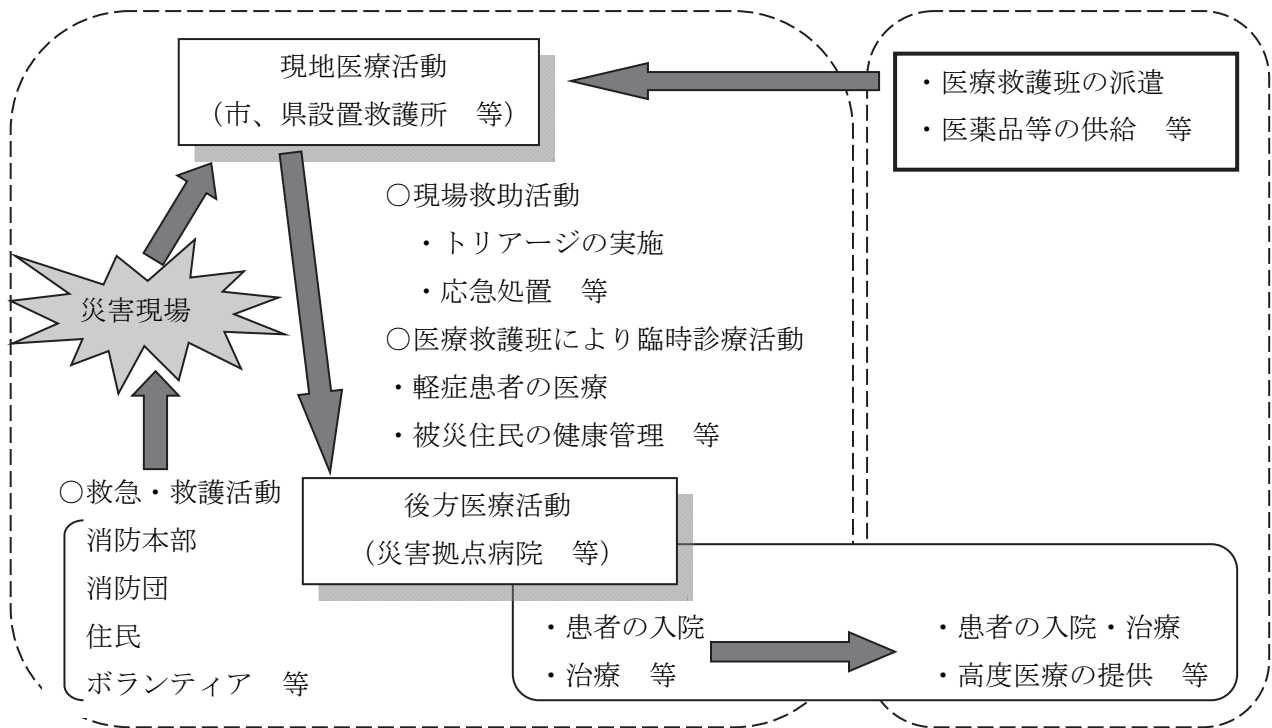
2. 医療救護体制の整備

(1) 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療活動・医療品等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

市をはじめ県下のすべての医療機関が、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、最大限の活動を実施する。

<医療救護活動の流れ>



(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、県及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

ア. 連絡体制の整備

市、県及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供の方策・役割分担等を定める。

イ. その他

- ① 市は、医療機関との情報連絡手段の確保に努める。
- ② 各医療機関は、災害時優先電話回線の確保に努める。
- ③ 災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(3) 現地医療体制の整備

市、県及び医療関係機関は、救護所等において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

ア. 医療救護班の種類

市、県及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目別・職種別に医療救護班を構成するよう検討する。

① 緊急医療班

災害発生直後に救急医療従事者で構成する医療救護班を編成し、救護所等で主に現場救急活動を行う。

② 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科、産婦人科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。

③ 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

イ. 救護所の設置

被災現場や避難所に併設したかたちで救護所を設置する。

医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

ウ. 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受け入れ及び救護所への派遣・配置調整を行う体制・窓口を整備する。

エ. 災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ

市及び医療関係機関は、医療救護所における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法、並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ手順を確立する。

オ. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ

市及び医療関係機関は、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ手順を確立する。

（4）後方医療体制の整備

県は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害拠点病院」を設定し、連携体制を推進する。

また、災害拠点病院と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害支援病院として整備する。

（5）医療品等の確保供給体制の整備

市、県及び日本赤十字社和歌山県支部は、医療関係機関及び医療品等関係団体（和歌山県医薬卸組合等）の協力を得て、医薬品、医療機器、衛生材料及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

（6）搬送体制の確立

市及び県は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

ア. 患者搬送

市及び県は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

イ. 市、県及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

ウ. 医療品等物資の搬送

① 市

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

② 県、日本赤十字社和歌山県支部

医療品等の受け入れ及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

（7）災害医療コーディネーターの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、県災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを配置し、二次保健医療圏（新宮市は新宮保健医療圏域）には地域災害医療コーディネーターを配置する。

第4章 避難受入体制整備計画

計画方針

市は、避難場所、避難所の指定及び整備並びに避難計画等避難誘導體制の整備を行い、災害から住民の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

風水害・土砂災害・地震災害・津波災害等の危険から身を守ることを目的とし、災害時に備えて、平常時から災害に応じた避難場所等を指定しておくとともに、避難場所等の整備を図る。

1. 避難体制の整備

災害時において、本市で避難が必要な場合として、おおむね以下のことが想定される。

- (1) 津波警報等の発表時や津波の危険が迫った場合。
- (2) 河川の氾濫等により、浸水する危険がある場合。
- (3) 土砂災害や堤防の決壊等の危険がある場合。
- (4) 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合。
- (5) 住家が被害を受け居住に危険がある場合。

こうした場合に、市民が適切に避難できるよう、以下の点について避難体制の整備を図る。

- ア. 避難路、避難経路、津波避難場所、避難所及び福祉避難所の指定・設定及び整備、市民への周知
- イ. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準や伝達方法をまとめた避難勧告等発令マニュアルの策定
- ウ. 避難所の受入機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能及び情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設整備
- エ. 避難所の開設、運営管理体制の整備(マニュアル作成等)
- オ. 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

2. 避難所の指定・整備

市は、施設管理者と協力し、災害時に避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる施設を避難所として選定、整備する。

なお、避難所の選定、整備は、施設の状況や地区毎の避難受入人員を考慮する。

(1) 避難所の設置基準

避難所の設置基準は、避難距離、施設の安全性、受入規模等の観点から以下のように定める。

- ア. 原則として徒歩圏内(半径2 km)に設置する。
- イ. 耐震性・耐火性を有する公共施設等とする。
- ウ. 避難所の受入面積は、おおむね $2 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$ とする（津波一時避難場所の受入面積は、おおむね $1 \text{ m}^2 / 2 \text{ 人}$ とする）。

(2) 避難所の運営管理体制の整備

- ア. 避難所の管理者不在時の開設体制

- イ. 避難所を管理するための責任者の派遣
 - ウ. 本部との連絡体制
 - エ. 自主防災組織、区、施設管理者等との協力体制
 - オ. 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換
- (3) 要配慮者に配慮した避難所の整備

災害時における避難生活において、特に高齢者、障がい者等の要配慮者にとって、避難所内の段差解消、福祉仕様のトイレ設置等の福祉的整備は重要な問題である。

市は、以下に示す避難所の福祉的整備に関する基準に基づき、避難所の設備の充実に努める。

- ア. 多数の避難に利用する施設の管理者は、和歌山県福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- イ. 多人数の避難に利用する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。
- ウ. 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食糧・物資の受け取り、簡易ベッドの設置^[1]や簡易トイレの仕様等）に支障のないよう配慮するとともに、避難所生活による健康被害の軽減に努める。
- エ. 市は、施設管理者の協力を得て、県とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

^[1] ベッド効能：東日本大震災では、咳症状や不眠症、高血圧の改善、高齢者の歩行機能の向上、エコノミークラス症候群の改善傾向、被災者の精神的・肉体的ストレスの軽減など、様々な健康被害の軽減が医療的に調査で示された。（2013. 03. 23 付朝日新聞「私の視点」石巻赤十字病院医師植田信策）

- (4) 近隣市町村における指定緊急避難場所の設置

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3. 避難誘導體制の整備

- (1) 市

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、区等の地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

また、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起を行う。

- (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

4. 避難に関する情報の周知

避難に関する情報（避難方法等）について、広報紙、パンフレット及びホームページ等を活用して住民に対する周知を図るとともに、地区ごとに災害を想定した避難訓練を、自主防災組織、区及び消防団等に協力を求めて実施するよう検討する。

5. 適時適切な避難行動

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所

市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への理解を図る。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底する。

(2) 自主的な判断

避難勧告が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて住民等へ周知徹底する。

6. 応急仮設住宅等の事前準備

市は、災害の被害状況に応じて、公有地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

7. 帰宅困難者への備え

市は、平常時から、帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や交通事業者等との連携を強化し、各事業者において帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

【資料編資料 5-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧 (p 資-27~29)】

第5章 緊急輸送体制整備計画

計画方針

災害発生時に救助・救急、医療、消化ならびに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路等の指定

緊急輸送道路の指定は、国、県、市、自衛隊等で構成される協議会で指定する。

ア. 緊急輸送道路

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

参照：資料編資料 7-2 緊急輸送道路一覧（p 資-33）

(2) 緊急輸送道路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急輸送道路等の整備に努めるとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路等の整備に努める。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急輸送道路等の周知

市、県、警察及び道路管理者は、災害時に緊急輸送道路等の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急輸送道路等の周知に努める。

(5) 緊急輸送体制の確保

市は、災害時に車両が必要となる業務を把握し、必要となる車両を選定する。

また、市有車両が調達不能となった場合に備えて、県や関係機関、民間事業者等との応援協力体制を確立する。

2. 航空輸送体制の整備

市は、応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、県に報告するとともに、大型ヘリコプターを含む臨時ヘリポートの確保及びヘリポート付近に物資の集積機能のある施設等の整備に努める。

3. 船舶による輸送体制の整備

市は、船舶による応援を受け入れるため、港湾・漁港施設の整備（耐震強化岸壁等）を推進する

とともに、県、漁業協同組合等の関係機関と協議のうえ、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等の輸送体制の整備に努める。

4. 交通規制・管理体制の整備

(1) 緊急通行車両の事前届出

市は、基本法第 50 条に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、県公安委員会へ緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 警察（新宮警察署）

基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(3) 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等のため、交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

【資料編資料 7-1 災害時ヘリコプター発着場予定地一覧（p 資-32）】

【資料編資料 7-2 緊急輸送道路一覧（p 資-33）】

【資料編資料 7-3 緊急輸送道路図（p 資-34～36）】

第6章 水・食糧・生活物資備蓄計画

計画方針

災害による家屋の損壊、浸水、流出等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所に対しては、平素から水や食糧、生活必需品について最低限の備蓄を行っていくよう指導する。

1. 給水体制の整備

市及び関係機関は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 補給水利の確保

補給水利として市内の浄水場、簡易水道の水を応急給水の水源として確保する。また、そのバックアップ体制として、水源地から遠距離地域に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。

(2) 応急給水拠点等の整備

ア. 震災時には、被害状況に応じて、町内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。

イ. 新宮浄水場は、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。

ウ. 簡易水道等の各水源地を基地とする応急給水体制の整備を図る。

エ. 拠点給水は原則として避難場所や新宮浄水場において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に臨時応急給水拠点を設け、給水タンクやポリタンクによる応急給水を行う。

(3) 応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、携行缶、非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。

(4) 応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルを整備する。

2. 飲料水・食糧及び生活必需品の確保

災害時における飲料水・食糧、生活必需品の確保は被災者に対する急務の問題であり、そのため市及び県をはじめ防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。

(1) 飲料水・食糧及び生活必需品の確保

震災時には、流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき飲料水・食糧や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると、多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

市及び県は、このような事態に備え、住民及び事業者に対して非常食糧等の備蓄を啓発するとともに必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を確保し、多重備蓄の構築を図る。

なお、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資や育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む）などについては特段の配慮をすることとする。

さらに、災害時の応援協定に基づく姉妹都市等、広域的な調達体制を構築しておく。

ア. 市が実施すべき事項

- ① 備蓄物資の集中と分散のバランスの均衡を図り、小中学校の教室等を利用し、被災者の被災直後の生活に必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。
- ② 緊急物資の調達及び配分計画を策定する。
- ③ あらかじめ緊急物資の集積場所を選定する。
- ④ 食糧計画を策定する。

イ. 市民が実施すべき事項

- ① 1週間から10日間程度の飲料水（1人1日3ℓを基準）と食糧を備蓄する^[1]。
- ② 10日間程度の最低生活が確保できる生活必需品を備蓄する^[1]。

^[1] 家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行う

ウ. 事業者が実施すべき事項

- ① 3日以上の水、食糧を備蓄する。
- ② 帰宅困難者など施設内待機に必要な毛布などを備蓄する。

(2) 備蓄・供給体制の整備

ア. 備蓄物資の更新・管理。

イ. 民間業者との協定の推進

ウ. 供給体制の検討

第7章 公共的施設災害予防計画

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第1節 上水道・簡易水道施設災害予防計画

計画方針

災害による水道施設の被害を軽減し、飲料水を確保するため、施設・設備の耐震化等を進め、円滑な給配水に努める。また、高い被害率が予想される老朽配水管を中心に経年劣化施設の整備を行い、定期的な検査等の実施による維持・管理体制の充実に努める。

1. 施設の整備

- (1) 給配水施設については平常時から巡回点検を行い、給水量及び水位等について記録し、災害時には、この記録等をもとに破損・寸断箇所の早期発見に努める。
- (2) 水道事業所の行う配水管整備事業については、日本水道協会制定の「水道施設設計基準」、「水道施設の耐震工法」に基づいて耐震化を推進するとともに、管路における地質の状況の把握に努め、液状化しやすい地域等について、耐震性を考慮した整備計画設定に努める。
- (3) 単一管路で給水されている区域については、管路のループ化・多重化を検討する。
- (4) 配水管については、耐震性のある材料（高機能ダクタイル鋳鉄管、ゴム輪形ロング受口耐衝撃性硬質塩化ビニル管 等）を使用する。
- (5) 災害発生時初期段階において、生命維持のための最小限必要量として、飲料水等確保のため、緊急遮断弁を含めた配水池の整備を進める。
- (6) 老朽管については適宜更新に努める。

2. 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

3. 応急復旧体制の強化

- (1) 上水道施設の被害状況等を迅速に把握し、応急復旧活動及びその支援を的確に行うための情報伝達設備の整備により、情報連絡体制を強化する。
- (2) 関係協力団体との協力体制を整備する。
- (3) 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- (4) 管路図等の管理体制を整備する。

第2節 電力施設災害予防計画〈関西電力株式会社〉

計画方針

電力会社に対して、災害時においても電気設備の被害を軽減し、安定した電力の供給ができるように、以下の内容について要請する。

1. 防災教育、防災訓練

業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。

また、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が機能することを確認する。

2. 電力設備の災害予防措置

(1) 水害対策

ア. 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルタクト閉鎖等）等を実施する。

イ. 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

ウ. 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア. 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

イ. 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

ウ. 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 地震動への対応

ア. 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ. 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

ウ. 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ. 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

オ. 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

(5) 津波への対応

ア. 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

イ. 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

ウ. 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

エ. 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

3. 災害対策用資機材等の確保および整備

(1) 災害対策用資機材の確保

業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 食糧・医療・医療品等生活必需品の備蓄

業務機関は、食糧、医療、医療品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

4. 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア. 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

イ. PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ. 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第3節 都市ガス施設災害予防計画〈新宮ガス株式会社〉

計画方針

ガス施設において、台風、洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を要請する。

1. 防災体制

保安規程に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災応急対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

2. 情報の収集及び報告

(1) 地震情報・気象予報等の収集

ア. 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

イ. 気象情報

テレビ、インターネット等により河川、地域情報、気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア. 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

イ. 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する

ウ. 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

3. 施設対策

(1) 製造所設備

ア. 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

イ. 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

① 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

② 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

(2) 導管関係施設

ア. 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

イ. 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

(3) 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

4. 危険防止対策

(1) 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

(2) 地震災害対策

ア. 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速のため、導管網のブロック化を行う。

イ. 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ. ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上で各需要家のガス自動遮断を行う。

(3) その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

5. 教育訓練

(1) 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の高揚を図る。

(2) 訓練

ア. 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期すため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

イ. 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出勤も含めて召集訓練を実施する。

ウ. 震災訓練

動員体制、出動体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

6. 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

特に、住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「メーターガス栓」を閉めるよう周知する。

第4節 公衆電気通信施設災害予防計画〈西日本電信電話株式会社〉

目的

この計画は、基本法第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

計画方針

西地域会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、国の防災基本計画に協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

1. 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
2. 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
3. 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
4. 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
5. 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

1. 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。

なお、地震防災応急対策に関与する社員ならびに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

2. 防災訓練

- (1) 風水害等一般防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ア. 災害予報及び警報の伝達
- イ. 非常招集
- ウ. 災害時における通信そ通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。）
- エ. 各種災害対策用機器の操作

- オ. 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ. 消防及び水防
- キ. 避難及び救護

(2) 地震防災訓練

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- ア. 津波警報等の伝達
- イ. 非常招集
- ウ. 大規模地震発生時の災害応急対策
- エ. 避難及び救護
- オ. その他必要とする事項

3. 総合防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4. 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- ア. 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。
- イ. 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。
- ウ. 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- ア. 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- イ. 主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ. 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。
- エ. 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- オ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。
- カ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

5. 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- (2) 常時その状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

6. 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用伝送装置
- (4) 非常用電源装置
- (5) 応急ケーブル
- (6) 災害対策指揮車
- (7) 雪上車及び特殊車両
- (8) その他の応急復旧用諸装置

7. 災害対策用資機材等の確保と整備

- (1) 災害対策用資機材等の確保
災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- (2) 災害対策用資機材等の輸送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備える。
- (4) 災害対策用資機材等の広域運営
保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。
- (5) 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄
非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。
- (6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

8. 設備事故の防止

(1) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

第5節 鉄道施設災害予防計画〈西日本旅客鉄道株式会社〉

計画方針

西日本旅客鉄道株式会社に対して、災害が発生した場合には状況連絡を密接に取り合い、協力して被災列車の救援救護を最優先に行い、輸送業務の早期復旧に努めるように、以下の内容について要請する。

1. 諸施設の改善整備

保安装置、軌道、電線路施設等の改善増強

2. 保守の強化

保守機械化の促進及び各種検査設備の充実、鉄道施設の管理・維持改良及び計画的な巡視点検の実施

3. その他

業務指導体制の強化や異常時訓練の実施

第8章 要配慮者に関する計画

「要配慮者」（従来の災害時要援護者）とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとしている。

計画方針

高齢者や身体障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者は、災害時に自らが適切な行動がとりにくいため被害を受けやすい。

市及び関係機関は、これらの要配慮者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についての定期的な確認に努める。

1. 要配慮者利用施設における対策

（1）要配慮者施設の指定

市は、津波防災地域づくりに関する法律、水防法、土砂災害防止法による災害が想定される区域内にあり、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設を要配慮者利用施設として適切に指定し、地域防災計画において、これらの名称及び所在地について定めるものとする。なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。

（2）情報伝達の支援

市は、指定した要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。さらに、当該施設の所有者又は管理者が、洪水予報等の情報伝達訓練を実施する場合には、これを支援する。

（3）避難確保計画作成と訓練の実施

市は、要配慮者利用施設のうち、市所有・管理する施設の避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施する。

（4）避難確保計画作成等の推進

指定した要配慮者利用施設に避難確保計画の作成等の必要性を周知し、作成等について支援や助言を行う。

また、避難確保計画が未作成の場合には、所有者又は管理者に対し、作成に係る必要な指示

を行う。なお、当該施設の所有者又は管理者が、指示に従わなかったときには、必要に応じてその旨を公表する。

2. 要配慮者利用施設以外の社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごと定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直しをする。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設の倒壊や火災の発生がないように、施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については日頃より安全点検を行う。

(4) 施設のユニバーサル化の促進

要配慮者が安全に避難できるよう、施設や設備のユニバーサル化^[1]等の整備、改善を行う。

^[1]ユニバーサル化：全ての生活者にとって安全で快適な生活を過ごせるような共生型の環境を構築する考え方

(5) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分である。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力を得られる体制づくりに努める。

(6) 緊急連絡先の整備

災害発生時に保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(7) 食糧・水等の備蓄等

各施設管理者は、入所者・通所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の備蓄及び緊急調達体制の確保に努める。

(8) 職員不足の場合の準備

各施設管理者は、災害により職員が不足して充足を図る必要があるときに備え、資格保有者名簿等を予め作成する等選定補充体制の確保に努める。

3. 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成は「新宮市避難行動要支援者避難支援プラン」及び「新宮市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱」による。

ア. 名簿の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。

- ① 避難支援等関係者となる者
市関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者
- ② 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
 - a. 高齢者（概ね75歳以上のみの世帯の方）
 - b. 身体障害者手帳（1級・2級）の肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいの者
 - c. 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
 - d. 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付及び自立支援医療費の支給認定を受けている者。
 - e. 介護保険要介護3以上又は要介護2で認知症のある者
 - f. 指定難病やその他、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
 - g. その他市長が認める者
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、市関係部署が管理する情報及び登録申請書により入手する。
 - a. 氏名、性別、生年月日
 - b. 住所（又は居所）
 - c. 電話番号その他の連絡先
 - d. 避難支援等を必要とする理由
 - e. 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
- ④ 名簿の更新に関する事項
 - a. 1年に1回更新
 - b. 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する
 - c. 名簿登録者が死亡、市外転出及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する
- ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
 - a. 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる
 - b. 名簿を外部に提供する際には、避難行動要支援者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める
 - c. 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ⑥ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
市が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

イ. 情報の共有

個人情報保護に留意した上で、避難支援関係者等との連携を図る。

(2) 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア. 要配慮者及びその家族に対する指導

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には近隣の協力が得られるよう、日頃からコミュニケーションを図る。
- ③ 地域において防災訓練が実施される場合は積極的に参加する。

イ. 地域住民に対する指導

- ① 自主防災組織や区、民生委員、社会福祉協議会等と協力し、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ③ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(3) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報手段の整備をすすめる。

(4) 避難路や案内板の整備

平坦で幅の広い避難路、車椅子も使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(5) 安全機器の普及促進

防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、緊急通報システムの活用や防災機器の普及を促進する。

(6) 手話通訳等のボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に手話通訳等のボランティアを派遣できるよう、社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関等の協力を得て、手話通訳等のボランティアの確保に努める。

(7) 二次避難所（福祉避難所）の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数受け入れ保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

ア. 社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次市内にある特別養護老人ホーム、老人保健施設等社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者の応じたきめ細やかなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

イ. 二次避難所（福祉避難所）の指定

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供するよう、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設及び必要なスタッフ確保により、二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

4. 外国人への対策

外国人は、地理不案内な事などにより、要配慮者に位置付けられる。これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

(1) 災害関連情報の外国人等への広報

災害情報の多言語化での提供について検討する。

(2) 誘導標識や案内板の整備

避難所等の表示板等には、外国語を併記するよう努める。

(3) 通訳ボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に通訳ボランティアを派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行うなど、通訳ボランティアの確保に努める。

(4) 避難訓練への参加呼びかけ

避難訓練の際には、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

5. 保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度）の事務処理対策

市は、県、国及び関係機関（病院、地域包括支援センター等）と連携し、被災により被保険者証を紛失もしくは提示不可能となっても、本人確認等により必要な医療もしくは介護サービスを受けられる体制の整備を進める。

第3部 地域防災力の向上

第1章 防災訓練計画

計画方針

災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災機関及び住民との協力体制の確立に重点を置く総合的な防災訓練を実施するとともに、市、消防団及び自主防災組織等の連携のもとに地域単位での各種防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるよう工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

訓練の種類により、最も効果のある時期を選び実施する。

1. 総合防災訓練

大規模な災害を想定し、市及び防災関係機関等が一体となり、総合的な訓練を5年に1回以上実施する。

(1) 参加機関

市、関係防災機関、住民、自主防災組織、ボランティア団体等

(2) 訓練内容

本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、救助・救出訓練、応急救護訓練、救援物資輸送訓練、初期消火訓練、水防訓練、応急給水訓練、応急炊き出し訓練、その他必要な訓練

2. 水防訓練

水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため、出水期より前に、年1回以上実施する。

(1) 訓練内容

水位・雨量の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法の習得、その他必要な訓練

3. 地域防災訓練

自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を、年1回以上実施する。

(1) 訓練内容

消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練、炊出し訓練、図上訓練、その他必要な訓練

4. 市職員の訓練

災害時の配備体制の人員確保や各部の事務分掌に基づく訓練を、年1回以上実施する。

(1) 訓練内容

本部運営訓練、非常招集訓練、情報収集訓練、図上訓練その他必要な訓練

5. 保育所、幼稚園、小・中学校等の防災訓練

保育所、幼稚園、小・中学校等における防災訓練を年1回以上行う。

(1) 園児、児童、生徒の避難訓練

(2) 保育士、教職員の避難誘導・通報・初期消火等訓練

6. 防災関係機関の訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。なお、市は関係機関が実施する訓練に可能な限り参加協力する。

7. 防災訓練の留意点

防災訓練にあたっては、防災マップ等を活用するとともに、防災マップでは危険がないと想定された地域においても、揺れたらまず逃げるという意識、避難は徒歩で行うというルールを徹底することを目指した避難や、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織や事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保等、各地域の特性及び災害の態様等を十分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施する。

第2章 防災知識普及計画

計画方針

大地震等の災害を最小限に食い止めるためには、市その他防災機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市をはじめ防災関係機関は、自らの関係職員に対して防災教育を実施するとともに、区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、民間事業者及び学校等と相互に緊密な連絡を保ち、そのかわりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防、災害時における適切な判断力の養成に努める。また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた防災体制の構築に努める。

また、その際、障がい者、高齢者、外国人等の要配慮者や男女のニーズの違いに十分配慮した防災教育、防災意識の普及に努める。

1. 市職員に対する防災教育

災害対策の成否は防災関係機関職員の心構え、適切な判断力及び防災知識が重要となるため、あらゆる機会を利用して職員に対する防災教育を徹底する。

(1) 教育の方法

- ア. 学識経験者、関係機関の専門職員を講師として招き、随時講習会、研修会を開催し、災害の原因及び対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
- イ. 防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担について自覚と認識を深める。
- ウ. 防災関連施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。
- エ. 各課等に防災担当者を設置し、定期的な会議を開催し、情報共有に努める。
- オ. 新規採用職員を対象とした防災研修を実施し、防災意識の高揚を図る。

(2) 教育の内容

- ア. 地震・津波、風水害に対する基礎知識
- イ. 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ウ. 家庭の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- エ. 災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ. 普通救命講習の受講

2. 市民に対する防災知識の普及啓発

市、県をはじめ防災関係機関や自主防災組織は、住民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図るとともに、防災に必要な情報を積極的に提供する。

(1) 普及啓発の内容

ア. 災害の知識

- ① 地震・津波、風水害に対する基礎知識
- ② 災害の様態や危険性
- ③ 各防災関係機関の防災体制及び講じる措置
- ④ 地域の危険場所

イ. 災害への備え

- ① 1週間から10日間程度の飲料水（1人1日3ℓを基準）と食糧の備蓄^[1]
- ② 10日間程度の生活必需品の備蓄^[1]
- ③ 非常持ち出し品の準備
- ④ 家具等の固定、家屋・塀の安全対策
- ⑤ 避難場所、家族との連絡方法等の確認
- ⑥ 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
- ⑦ 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの手配及び正しい活用方法の習得
- ⑧ 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）
- ⑨ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- ⑩ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

^[1] 家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行う

ウ. 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- ② 情報の入手方法
- ③ 自家用車の使用制限等の注意事項
- ④ 要配慮者への支援

(2) 普及啓発の方法

ア. 出前講座、パンフレット等による啓発

防災マップ、防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、広報紙による防災関連記事の連載や公共施設への防災資機材等のパネル展示による普及啓発を実施する。

イ. 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施又は地域社会活動などの促進・活用による普及啓発を実施する。

3. 要配慮者に対する啓発

- (1) 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
- (2) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
- (3) 要配慮者に配慮した、防災に関する資料の作成、配付等を検討する。

4. 学校教育における防災教育

学校教育において災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

なお、高等学校の生徒には、災害発生の際のボランティア活動の必要性を訴え、理解を深める啓発を図る。

- (1) 「和歌山県防災教育指導の手引」を活用した防災学習
- (2) 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- (3) 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- (4) 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成
- (5) 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練

5. 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

6. 相談窓口等

市は、それぞれの部課において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。

第3章 自主防災組織整備計画

計画方針

阪神・淡路大震災では、全死亡者の約8割が建物倒壊などによるものであり、救出された人の約8割の人が家族や地域の住民等の救出活動によるものであることから、災害から自分の命を守るために自ら行動をおこすことの重要性、また、地域の住民で助け合うことの重要性を再認識したところである。また、平成20年4月1日、県において施行された「和歌山県防災対策推進条例」には、災害による被害を軽減させるためには、自らの命は自らで守る「自助」、自らの地域は互いに助け合って守る「共助」が必要であり、住民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市などがこれらを補完しつつ、「公助」を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要であるとされている。さらに東日本大震災では、長期の避難所開設、運営における避難者自身の積極的なかわりの重要性が再確認された。

このような状況において、本計画では、災害発生直後の初期消火や人命救助等の被害拡大防止、また、応急対策期における避難所運営等における地域住民の役割の重要性を踏まえ、自主防災組織の育成に力を入れていくとともに、地域住民を顧客にするなど地域と密接に関連を持ちながら事業を営む地域社会の構成員である事業所の自主防災体制の整備にも力を入れる。

また、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の自主防災組織への参加の促進に努め、災害時の混乱と被害の軽減を図るために、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

1. 自主防災組織の育成

市は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

(1) 自主防災組織の責務と役割

ア. 責務

- ① 自主防災組織は、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努める。
- ② 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市が実施する防災対策に協力するよう努める。

イ. 役割

① 災害予防対策

a. 災害危険箇所の確認等

- (a) 自主防災組織は、国、県及び市等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努める。
- (b) 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努める。
- (c) 自主防災組織は、(a) 及び (b) により確認及び把握した情報その他の防災に関する

る情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努める。

b. 防災意識の啓発等

自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るための研修を実施するよう努める。

c. 防災訓練の実施等

自主防災組織は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努める。

d. 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出・救護、炊出し等、応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

e. 要配慮者の情報把握及び援護体制の整備

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要配慮者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める。

② 災害応急対策

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における消火活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火、負傷者の救出・救護並びに給食・給水を積極的に実施するよう努める。

(2) 自主防災組織の地域単位

自主防災組織は、住民が自主的防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適正な規模を地域単位として組織の設置を図る。

ア. 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことができる地域単位

イ. 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域単位

(3) 自主防災組織の設置及び組織運営

自主防災組織は、その組織の設置にあたり、それぞれの組織において規約及び次の事項等規定した活動計画等を定める。

ア. 自主防災組織の編成及び任務分担

イ. 防災知識の普及・啓発

ウ. 地域の災害危険の把握

エ. 防災訓練

オ. 情報の収集・伝達

カ. 出火防止及び初期消火

キ. 救出・救護

ク. 避難

ケ. 給食・給水

コ. 要配慮者対策

サ. 他組織との連携

シ. 防災資機材等の整備

(4) 自主防災組織の育成方法

市は、次のような育成方法で地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- ア. 自主防災組織の必要性の啓発
- イ. 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ. 防災リーダーの育成
- エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ. 防災資機材の整備助成
- カ. 防災訓練の実施

市は、住民が自主防災組織を設置し、実際に活動をしていくために必要な自主防災計画の作成、運営、防災資機材及び防災訓練等に対して支援や助言を行う。

また、自主防災組織の活性化にはその中核となるリーダーが必要となるため、各種組織の長、市職員・消防職員のOB等に協力を求め、講習会への参加等呼びかける。

2. 事業者の自主防災体制の整備

市は、事業者に対して、従業員、利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。

(1) 事業者の責務と役割

ア. 責務

- ① 事業者は、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努める。
- ② 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

イ. 役割

① 災害予防対策

a. 安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努める。

b. 建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄

事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食糧、飲料水等を備蓄するよう努める。

c. 防災訓練の実施等

事業者は、防災訓練及び研修を積極的に行うよう努めるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努める。

d. 地域への協力

事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として提供することその他の地

域における防災活動について、地域住民、自主防災組織及び市町村に積極的に協力するよう努める。

② 災害応急対策

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努める。

(2) 啓発の内容

ア. 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活動など)
- ② 災害発生時の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など)
- ③ 災害発生への備え(食糧、飲料水、その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)
- ④ 災害発生時の活動の習得(情報伝達、避難、消火、救急処置訓練など)
- ⑤ 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力)

イ. 災害時の活動

- ① 避難誘導(安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など)
- ② 救出援護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
- ③ 初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)
- ④ 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など)
- ⑤ 地域活動への貢献(地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など)

ウ. 対象施設

- ① 学校、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- ③ 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け災害防止にあたるものが効果的であると認められる施設

エ. 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動が行えるようあらかじめ自主防災計画を定める。

3. 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という。)を策定することができる(基本法第42条第3項)。

市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める(基本法第42条の2)。

第4章 ボランティアの活動環境整備

計画方針

大規模な災害の発生時には、医療、炊出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野においてボランティアによる協力を必要とする。これらボランティアの支援申し入れは、国内のみならず国外からも多数あるものと予想される。

市は、県、日本赤十字和歌山県支部、和歌山県社会福祉協議会、新宮市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携して、災害時にボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図る。

1. 受入体制の整備

市並びに社会福祉協議会及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行われるよう受入・活動の調整を行なうための窓口の運営について、連絡調整を行う。

- (1) 市は、社会福祉協議会及び関係機関と連絡調整の上、受け入れ機関となる災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 社会福祉協議会は、市及び関係機関と連絡調整等を行い、受け入れ機関となる災害ボランティアセンターを運営するものとし、災害対策本部と協議・調整し活動計画を定める。
- (3) 災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるよう、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的に活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。

2. 人材の育成、活動支援体制の整備

市及び関係機関は、新宮市社会福祉協議会と連携を図り、市内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

災害時にボランティアの受入及び活動のための拠点を整備する。

特にボランティアセンターの運営に協力いただくボランティアとは、平時より訓練・研修を共にを行い、有事に備える。

3. 発災時のためのボランティアによる協力

(1) 一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項につき協力依頼することになるため、社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとに、その内容を含め周知に努める。

- ア. 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
- イ. 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力

- ウ. 出火防止、初期消火活動の協力
- エ. 救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
- オ. 災害ボランティアセンターの設置支援及び運営の協力
- カ. 避難所の開設と運営の協力
- キ. 給水・給食、生活必需品の配布及び物資拠点活動等の協力
- ク. 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- ケ. その他の応急復旧作業等の協力
- コ. 要配慮者（高齢者、障がい者等）の介護・看護補助
- サ. 帰宅困難者や旅行者等の土地不案内者への支援

(2) 専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者につき協力依頼することとなるため、平常時から関係機関と連携して、災害時における協力内容、留意事項等について理解を求めておく。

- ア. 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
- イ. 土木・建築技術者
- ウ. 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- エ. 教師・保育士及びカウンセラー
- オ. 通訳（外国語、手話等）
- カ. 無線技士及び各種機器の修理技術者
- キ. 自動車・重機の運転手
- ク. その他

第5章 文教対策計画

計画方針

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1. 児童生徒等の安全確保対策

- (1) 東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、津波浸水のおそれがない学校等については、震度5弱以上の地震動が発生した場合は、安全が確認された後に保護者への引き渡しを原則とする。
保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。
- (2) 津波浸水のおそれがある学校等についても、震度5弱以上の地震が発生した場合には、安全が確認された後に保護者への引き渡しを原則とする。
保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等が浸水しなかった場合は安全が確認できる学校等、学校等が浸水している場合は予め学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。
- (3) 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。
- (4) 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。
- (5) 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食物品等の備蓄を整備する。
- (6) 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2. 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、予め指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

- (1) 通学路の確保
 - ア. 通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、危険箇所を把握しておく。
 - イ. 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法を、常に保護者と連携をとり確認しておく。
 - ウ. 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。
- (2) 登下校等の安全指導
 - ア. 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
 - イ. 通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
 - ウ. 登下校時の危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

